

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

令和2年度分

特別徴収義務者 指 定 番 号			
連絡者の係・ 氏名・電話番号	係		
	氏名		
	電話	()	— 番

令和 年 月 日 鶴田町長 あて	給 (特 与 別 徴 収 義 払 務 者)	所 在 地	郵便番号 —											
		名 称												
		代表者の 職 氏 名 印	⑩											
		法人番号												

給 与 所 得 者										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の理由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収	1月1日以 後、退職時ま での給与支 払額	退職手当 等の支払 額 (予定)
フリガナ	(旧姓)									円	月分 から	円	円		1.退職(普・障) 2.転 勤 3.休 職 4.長 欠 5.死 亡 6.会社解散休業 7.住所誤報 8.	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 (本人が納付) 1月1日以降の 退職者は、原則 一括徴収です。	円	円
氏 名	年 月 日生															控除社会 保険料額	勤続年数	
個人番号											月分 まで					円	年	
住 所	電話 () — 番																	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)について一括徴収する場合は、次の欄も記載してください。欄外(注2)は、重要事項です。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	給与又は退 職手当等の 支払予定日	一 括 徴 収 予 定 額	※市区町村 記入欄	※月割額		退職者の未徴収税額については 一括徴収の方法にご協力ください。			
1.異動が令和2年12月31日までで、申出があったため (月 日申出) 2.異動が令和3年1月1日以降で特別徴収継続の希望が ないため			支払予定日ごとの 徴 収 予 定 額		合 計 (上記(ウ)と同額)	6 月 分		7 月分以降		
一 括 徴 収 で き な い 理 由	・	円	円		円					
1.異動が令和2年12月31日までで、一括徴収の希望がないため 2.令和3年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が 未徴収税額以下であるため 3.死亡による退職であるため	・	円								
			一括徴収した税額は 月分で納入します				※ 処 理 事 項	1. 現年度 理 由	2. 新年度 コ ー ド 番 号	3. 両年度 外 送 普 通 徴 収 番 号

◎転勤等による特別徴収届出書(欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円										鶴田町で作成した納入書は(必要・不要)です									
月分から 徴収し納入する。	給 (特 与 別 徴 収 義 払 務 者)	所 在 地	郵便番号 —											特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 継続				
		フリガナ											連絡者の係・ 氏名・電話番号	係					
		名 称												氏名					
		代表者の 職 氏 名 印	⑩											電話	()	—	番		
				法人番号															

(注1) 転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、下段(転勤等による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませた上、1月1日現在の所在地(課税地)の市区町村長に送付してください。
(注2) 1月1日から4月30日までの間に退職した方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
(注3) 1月1日から退職時までの給与支払額・控除社会保険料額を記入してください。